

6 規則別表第1の2の項のオに掲げる事業（以下「放水路事業」という。）

影響要因の区分  環境要素の区分  (細区分)			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			洪水を分流させる 施設の工事	掘削の工事	堤防の工事	放水路の存在及び供用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○	○	○	
		騒音	騒音	○	○	○	
		振動	振動	○	○	○	
	水環境	水質	水の濁り	○	○	○	○
		地下水	地下水の水位				○
			地下水の塩素イオン濃度				○
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
	地盤	地盤沈下				○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○
	植物		重要な種及び群落	○	○	○	○
	生態系		地域を特徴づける生態系	○	○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○
	人と自然の触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	○	○
環境への負荷の量の程度に及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		廃棄物	○	○	○	
			建設工事に伴う副産物	○	○		
一般環境中の放射線物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		○※	○※	○※		
備考							
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる放水路事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>ア 土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行う。</p> <p>イ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行う。</p> <p>ウ 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行う。</p> <p>エ 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在する。</p> <p>オ 当該放水路を洪水調節の用に供する。</p>							